

## 国立大学法人群馬大学顧問に関する申合せ

〔平成18年3月22日〕  
役員会決定

- 第1 学長の諮問に応じ、本学の教育研究及び経営に関する諸課題や重要事項について、助言を行うため、顧問を置くことができる。
- 第2 顧問は、本学の役員又は教職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、役員会の議を経て、学長が委嘱する。
- 2 顧問は、非常勤とする。
- 第3 顧問の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、当該顧問を委嘱する学長の任期の終期を超えることはできない。
- 第4 この申合せのほか、顧問に関し必要な事項は、学長が定める。